

令和 8 年 度

八 戸 市 一 般 会 計 予 算
各 特 別 会 計

目 次

議案第 2 号	令和 8 年度八戸市一般会計予算	4
第 1 表	歳入歳出予算	
歳 入	6
歳 出	9
第 2 表	債務負担行為	11
第 3 表	地 方 債	13
議案第 3 号	令和 8 年度八戸市自動車運送事業会計予算	15
議案第 4 号	令和 8 年度八戸市立市民病院事業会計予算	19
議案第 5 号	令和 8 年度八戸市下水道事業会計予算	24
議案第 6 号	令和 8 年度八戸市国民健康保険特別会計予算	28
議案第 7 号	令和 8 年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算	32
議案第 8 号	令和 8 年度八戸市都市計画土地地区画整理事業特別会計予算	36
議案第 9 号	令和 8 年度八戸市駐車場特別会計予算	41
議案第 10 号	令和 8 年度八戸市中央卸売市場特別会計予算	45
議案第 11 号	令和 8 年度八戸市霊園特別会計予算	50
議案第 12 号	令和 8 年度八戸市介護保険特別会計予算	54
議案第 13 号	令和 8 年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計予算	58
議案第 14 号	令和 8 年度八戸市後期高齢者医療特別会計予算	63
議案第 15 号	令和 8 年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	67
議案第 16 号	令和 8 年度八戸市産業団地造成事業特別会計予算	73

令和 8 年 度

八 戸 市 一 般 会 計 予 算

議案第2号

令和8年度八戸市一般会計予算

令和8年度八戸市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104,200,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

一般会計

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊谷 雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1市	税	32,000,000	31,000,000	1,000,000
	1市民税	13,887,000	12,985,000	902,000
	2固定資産税	15,490,000	15,360,000	130,000
	3軽自動車税	700,000	725,000	△25,000
	4市たばこ税	1,918,000	1,925,000	△7,000
	5鉱産税	4,999	4,999	0
	6特別土地保有税	1	1	0
2地方譲与税		790,000	802,000	△12,000
	1地方揮発油譲与税	131,000	157,000	△26,000
	2自動車重量譲与税	538,000	522,000	16,000
	3特別とん譲与税	53,000	53,000	0
	4森林環境譲与税	68,000	70,000	△2,000
3利子割交付金		56,000	27,000	29,000
	1利子割交付金	56,000	27,000	29,000
4配当割交付金		134,000	84,000	50,000
	1配当割交付金	134,000	84,000	50,000
5株式等譲渡所得割交付金		142,000	125,000	17,000
	1株式等譲渡所得割交付金	142,000	125,000	17,000
6法人事業税交付金		486,000	503,000	△17,000
	1法人事業税交付金	486,000	503,000	△17,000
7地方消費税交付金		7,120,000	6,160,000	960,000
	1地方消費税交付金	7,120,000	6,160,000	960,000
8ゴルフ場利用税交付金		1,500	1,500	0
	1ゴルフ場利用税交付金	1,500	1,500	0
9国有提供施設等所在市助成交付金		500,000	485,000	15,000

一般会計

一般会計

(歳入)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
		千円	千円	千円
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	500,000	485,000	15,000
10 地方特例交付金		320,000	230,000	90,000
	1 地方特例交付金	320,000	230,000	90,000
11 地方交付税		19,815,000	19,490,000	325,000
	1 地方交付税	19,815,000	19,490,000	325,000
12 交通安全対策特別交付金		26,000	28,000	△2,000
	1 交通安全対策特別交付金	26,000	28,000	△2,000
13 分担金及び負担金		369,210	361,273	7,937
	1 負担金	369,210	361,273	7,937
14 使用料及び手数料		1,360,149	1,352,110	8,039
	1 使用料	843,498	823,516	19,982
	2 手数料	516,651	528,594	△11,943
15 国庫支出金		21,375,580	21,122,060	253,520
	1 国庫負担金	17,904,382	17,018,646	885,736
	2 国庫補助金	3,398,327	4,039,541	△641,214
	3 委託金	72,871	63,873	8,998
16 県支出金		9,525,105	8,269,539	1,255,566
	1 県負担金	6,494,365	5,947,033	547,332
	2 県補助金	2,646,926	1,721,314	925,612
	3 委託金	383,814	601,192	△217,378
17 財産収入		134,261	130,184	4,077
	1 財産運用収入	127,672	123,181	4,491
	2 財産売却収入	6,589	7,003	△414
18 寄附金		100,000	87,000	13,000
	1 寄附金	100,000	87,000	13,000
19 繰入金		2,796,679	3,319,079	△522,400
	1 基金繰入金	2,796,679	3,319,079	△522,400

20 繰越金		1	1	0
1 繰越金		1	1	0
21 諸収入		1,870,815	2,074,754	△203,939
1 延滞金加算金及び過料		40,000	40,000	0
2 市預金利子		1,000	1,000	0
3 貸付金元利収入		1,130,894	1,127,101	3,793
4 受託事業収入		114,292	112,629	1,663
5 雑収入		584,629	794,024	△209,395
22 市債		5,277,700	4,765,500	512,200
1 市債		5,277,700	4,765,500	512,200
(環境性能割交付金)		0	83,000	△83,000
(環境性能割交付金)		0	83,000	△83,000
歳入合計		104,200,000	100,500,000	3,700,000

一般会計

(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 議 会 費		千円 515,518	千円 518,380	千円 △2,862
	1 議 会 費	515,518	518,380	△2,862
2 総 務 費		7,161,079	7,416,666	△255,587
	1 総 務 管 理 費	4,671,698	4,112,383	559,315
	2 徴 税 費	1,432,684	1,999,869	△567,185
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	867,564	773,387	94,177
	4 選 挙 費	56,283	294,701	△238,418
	5 統 計 調 査 費	60,532	166,114	△105,582
	6 監 査 委 員 費	72,084	69,976	2,108
	7 諸 費	234	236	△2
3 民 生 費		41,492,318	39,322,687	2,169,631
	1 社 会 福 祉 費	16,870,396	15,806,852	1,063,544
	2 国 民 年 金 費	56,988	47,278	9,710
	3 社 会 福 祉 施 設 費	263,564	222,262	41,302
	4 児 童 福 祉 費	17,543,527	16,529,426	1,014,101
	5 生 活 保 護 費	6,757,500	6,716,441	41,059
	6 災 害 救 助 費	343	428	△85
4 衛 生 費		13,028,255	12,340,688	687,567
	1 保 健 衛 生 費	9,508,178	8,649,401	858,777
	2 清 掃 費	3,520,077	3,691,287	△171,210
5 労 働 費		243,632	224,234	19,398
	1 労 働 諸 費	243,632	224,234	19,398
6 農 林 水 産 業 費		1,772,002	1,854,118	△82,116
	1 農 業 費	1,033,521	1,016,982	16,539
	2 林 業 費	147,842	170,340	△22,498
	3 水 産 業 費	590,639	666,796	△76,157
7 商 工 費		3,174,060	3,526,966	△352,906

	1 商 工 費	3,174,060	3,526,966	△352,906
8 土 木 費		9,394,752	9,925,714	△530,962
	1 土 木 管 理 費	835,928	844,099	△8,171
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,698,948	2,754,375	△55,427
	3 港 湾 費	152,309	247,372	△95,063
	4 都 市 計 画 費	4,751,867	5,135,816	△383,949
	5 住 宅 費	626,592	626,018	574
	6 河 川 費	329,108	318,034	11,074
9 消 防 費		3,988,469	3,488,459	500,010
	1 消 防 費	3,988,469	3,488,459	500,010
10 教 育 費		13,125,743	11,736,620	1,389,123
	1 教 育 総 務 費	2,932,811	2,230,627	702,184
	2 小 学 校 費	1,084,239	1,080,190	4,049
	3 中 学 校 費	756,890	669,866	87,024
	4 幼 稚 園 費	7,250	9,660	△2,410
	5 社 会 教 育 費	3,642,465	3,362,204	280,261
	6 保 健 体 育 費	4,702,088	4,384,073	318,015
11 災 害 復 旧 費		1	1	0
	1 災 害 復 旧 費	1	1	0
12 公 債 費		9,786,829	9,574,795	212,034
	1 公 債 費	9,786,829	9,574,795	212,034
13 諸 支 出 金		467,342	520,672	△53,330
	1 公 営 企 業 費	467,342	520,672	△53,330
14 予 備 費		50,000	50,000	0
	1 予 備 費	50,000	50,000	0
歳 出 合 計		104,200,000	100,500,000	3,700,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
戸 籍 入 力 等 業 務 委 託 料	令和8年度から 令和9年度まで	千円 1,540
子 ども ・ 子 育 て 支 援 窓 口 等 B P R 推 進 業 務 委 託 料	令和8年度から 令和9年度まで	69,400
令 和 8 年 度 保 育 士 修 学 資 金 貸 付 金	令和9年度から 令和11年度まで	7,680
令 和 8 年 度 看 護 師 等 修 学 資 金 貸 付 金	令和9年度から 令和11年度まで	12,960
公 共 施 設 L E D 照 明 導 入 エ ス コ 事 業	令和8年度から 令和18年度まで	478,000
令 和 8 年 度 障 が い 者 雇 用 奨 励 金	令和8年度から 令和10年度まで	交付対象者1人につき10千円（短時間労働の障がい者については6千円）を対象月（12か月以内）に乗じて得た額、ただし重度障がい者については1人につき20千円（短時間労働の重度障がい者については12千円）を対象月（12か月以内）に乗じて得た額
令 和 8 年 度 ほ ん の り 温 た か 八 戸 移 住 計 画 支 援 事 業 (住 宅 費 助 成 金)	令和8年度から 令和9年度まで	交付対象1件につき月額30千円又は40千円を対象月（6か月以内）に乗じて得た額
令 和 8 年 度 農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給 補 助 金	令和8年度から 令和11年度まで	令和8年度の融資に係る毎年1月1日から12月31日までの各期間における融資平均残高に0.7%以内を乗じて得た額

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度マル経融資利子補給事業補助金	令和8年度から 令和12年度まで	令和8年度の融資に係る各年度の融資残高に1.0%以内を乗じて得た額 千円
令和8年度創業融資利子補給事業補助金	令和8年度から 令和12年度まで	令和8年度の融資に係る各年度の融資残高に1.0%以内を乗じて得た額
新井田インドアリンク整氷車車両更新事業	令和9年度から 令和15年度まで	59,318

第 3 表 地 方 債

起債の目的（事業名）	限度額	起債の方法	利率（年利）	償還の方法
庁舎等施設整備事業	千円 180,800	証書借入又は証券発行	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
情報通信設備等整備事業	58,200	〃	〃	〃
社会福祉事業	104,300	〃	〃	〃
児童福祉事業	191,000	〃	〃	〃
保健衛生事業	409,800	〃	〃	〃
清掃事業	16,300	〃	〃	〃
労働施設整備事業	6,700	〃	〃	〃
農業整備事業	161,300	〃	〃	〃
農業振興事業	6,900	〃	〃	〃
森林保護施設整備事業	16,000	〃	〃	〃
漁港整備事業	32,300	〃	〃	〃
観光施設整備事業	204,100	〃	〃	〃
観光事業	500	〃	〃	〃
道路橋りょう事業	1,190,600	〃	〃	〃
港湾整備事業	107,200	〃	〃	〃
都市計画事業	496,500	〃	〃	〃
住宅建設事業	132,600	〃	〃	〃
河川改修事業	161,000	〃	〃	〃
排水路事業	117,000	〃	〃	〃
消防施設整備事業	700	〃	〃	〃
防災基盤整備事業	287,000	〃	〃	〃
小学校整備事業	333,100	〃	〃	〃
中学校整備事業	128,200	〃	〃	〃
社会教育事業	850,100	〃	〃	〃
保健体育事業	85,500	〃	〃	〃
合 計	5,277,700			

令和 8 年 度

八戸市自動車運送事業会計予算

議案第3号

令和8年度八戸市自動車運送事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度八戸市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)年度末在籍車両数	105 両	
(2)年間営業走行キロメートル	3,112 千キロメートル	
(3)年間輸送人員	4,925 千人	
(4)一日平均輸送人員	13,493 人	
(5)主要な建設改良事業	(イ) 乗合バス購入費	18,600 千円
	(ロ) LED行先表示器等更新事業	29,400 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 事業収益	1,570,153 千円	第1款 事業費	1,938,216 千円
第1項 営業収益	1,463,256 千円	第1項 営業費用	1,904,704 千円
第2項 営業外収益	106,897 千円	第2項 営業外費用	33,512 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 20,524千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入		支 出				
第1款	資 本 的 収 入	81,442 千円	第1款	資 本 的 支 出	101,966 千円	
	第1項	企 業 債	49,100 千円	第1項	建 設 改 良 費	49,144 千円
	第2項	出 資 金	32,342 千円	第2項	企 業 債 償 還 金	52,657 千円
				第3項	投 資	165 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率(年 利)	償 還 の 方 法
建 設 改 良 資 金	49,100千円	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め10年以内において元利均等、元金均等又は満期一括償還する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくはは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用・営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,269,875 千円

(他会計からの補助金)

第9条 八戸市自動車運送事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、27,069千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、1,000千円と定める。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊谷 雄一

令和 8 年 度

八戸市立市民病院事業会計予算

議案第4号

令和8年度八戸市立市民病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度八戸市立市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	608 床				
(2) 年間延患者数	入 院	189,800 人	外 来	265,100 人	
(3) 1日平均患者数	入 院	520 人	外 来	1,100 人	
(4) 主要な建設改良費	(イ) 病院施設整備事業	622,500 千円			
	(ロ) 病院設備整備事業	1,637,324 千円			

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 事業収益	23,569,000 千円	第1款 事業費	26,969,000 千円
第1項 医業収益	22,381,955 千円	第1項 医業費用	26,754,014 千円
第2項 医業外収益	1,176,441 千円	第2項 医業外費用	214,986 千円
第3項 特別利益	10,604 千円		

市民病院事業会計

市民病院事業会計

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,448,794 千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	2,669,237 千円	第1款 資本的支出	4,118,031 千円
第1項 企業債	2,191,500 千円	第1項 建設改良費	2,259,824 千円
第2項 負担金	477,737 千円	第2項 企業債償還金	1,847,340 千円
		第3項 投資	10,867 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	北棟2階CT・アンギオ室整備事業	250,000 千円	令和8年度	172,500 千円
				令和9年度	77,500

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度薬剤師奨学金返還資金貸付金	令和8年度から 令和13年度まで	31,032 千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率(年利)	償還の方法
病院施設整備事業	622,500千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内に元利均等、 元金均等又は満期一括償還する。 ただし、企業財政の都合により据置期間 及び償還期間を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができる。
病院設備整備事業	1,569,000千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	据置期間を含め10年以内に元利均等、 元金均等又は満期一括償還する。 ただし、企業財政の都合により据置期間 及び償還期間を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用・医業外費用

市民病院事業会計

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 13,185,694 千円
- (2) 交際費 500 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、7,528,084 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	医療機器	生体情報モニタ	一式
	医療機器	透析システム	一式
	医療機器	手術室情報システム	一式
	医療機器	重症・急性期患者情報システム	一式

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊谷雄一

令和 8 年 度

八戸市下水道事業会計予算

令和8年度八戸市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度八戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	66,290 戸	
(2) 年間総排水量	20,763,603 m ³	
(3) 一日平均排水量	56,887 m ³	
(4) 主な建設改良事業		
	(イ) 管路建設改良事業	5,146,044 千円
	(ロ) 処理場建設改良事業	275,000 千円
	(ハ) ポンプ場建設改良事業	735,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出			
第1款	事業収益	7,584,631 千円	第1款	事業費	7,535,491 千円
第1項	営業収益	4,057,759 千円	第1項	営業費用	6,985,665 千円
第2項	営業外収益	3,515,869 千円	第2項	営業外費用	549,825 千円
第3項	特別利益	11,003 千円	第3項	特別損失	1 千円

下水道事業会計

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,679,860千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

収 入		支 出			
第1款	資本的収入	7,821,516 千円	第1款	資本的支出	10,501,376 千円
第1項	企業債	5,058,300 千円	第1項	建設改良費	6,517,141 千円
第2項	他会計補助金	13,170 千円	第2項	投資	14 千円
第3項	国庫補助金	2,659,300 千円	第3項	企業債償還金	3,984,221 千円
第4項	負担金及び分担金	90,746 千円			

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	5,058,300千円	証書借入 又は 証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内に元利均等、 元金均等又は満期一括償還する。 ただし、企業財政の都合により据置期間 及び償還期間を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用・営業外費用・特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 521,138 千円

(他会計からの補助金)

第9条 八戸市下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、820,000千円である。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊谷 雄一

令和 8 年 度

八戸市国民健康保険特別会計予算

議案第6号

令和8年度八戸市国民健康保険特別会計予算

令和8年度八戸市の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,985,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1 国民健康保険税		3,267,107	3,269,551	△2,444
	1 国民健康保険税	3,267,107	3,269,551	△2,444
2 使用料及び手数料		21	31	△10
	1 手数料	21	31	△10
3 県支出金		15,485,475	15,563,289	△77,814
	1 県補助金	15,485,475	15,563,289	△77,814
4 財産収入		3,159	1,816	1,343
	1 財産運用収入	3,159	1,816	1,343
5 繰入金		2,159,697	2,519,778	△360,081
	1 他会計繰入金	1,859,697	2,065,740	△206,043
	2 基金繰入金	300,000	454,038	△154,038
6 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
7 諸収入		70,040	75,044	△5,004
	1 延滞金、加算金及び過料	45,700	50,700	△5,000
	2 雑収入	24,340	24,344	△4
(国庫支出金)		0	16,390	△16,390
	(国庫補助金)	0	16,390	△16,390
歳入	合計	20,985,500	21,445,900	△460,400

国民健康保険特別会計

(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 総 務 費		千円 370,127	千円 399,892	千円 △29,765
	1 総 務 管 理 費	235,384	273,373	△37,989
	2 徴 収 費	133,540	125,267	8,273
	3 運 営 協 議 会 費	1,203	1,252	△49
2 保 険 給 付 費		15,210,904	15,207,926	2,978
	1 療 養 諸 費	13,160,786	13,153,097	7,689
	2 高 額 療 養 費	1,989,000	1,988,710	290
	3 移 送 費	100	100	0
	4 出 産 育 児 諸 費	41,518	45,019	△3,501
	5 葬 祭 諸 費	19,400	20,500	△1,100
	6 傷 病 手 当 金	100	500	△400
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		5,155,020	5,570,075	△415,055
	1 医 療 給 付 費 分	3,371,011	3,779,357	△408,346
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,299,040	1,317,014	△17,974
	3 介 護 納 付 金 分	484,969	473,704	11,265
4 保 健 事 業 費		226,289	243,190	△16,901
	1 保 健 事 業 費	85,774	88,440	△2,666
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	140,515	154,750	△14,235
5 基 金 積 立 金		3,160	1,817	1,343
	1 基 金 積 立 金	3,160	1,817	1,343
6 諸 支 出 金		20,000	23,000	△3,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	20,000	23,000	△3,000
歳 出 合 計		20,985,500	21,445,900	△460,400

令和 8 年 度

地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算

議案第7号

令和8年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算

令和8年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 204,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		39,984	40,002	△18
	1 使用料	39,688	39,688	0
	2 手数料	296	314	△18
2 財産収入		1,150	1,923	△773
	1 財産運用収入	1,150	1,923	△773
3 繰入金		132,708	158,902	△26,194
	1 他会計繰入金	132,708	158,902	△26,194
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		30,357	29,672	685
	1 雑入	30,357	29,672	685
(市債)		0	104,800	△104,800
	(市債)	0	104,800	△104,800
歳入合計		204,200	335,300	△131,100

地方卸売市場八戸市魚市場特別会計

(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 総 務 費		千円 186,799	千円 317,409	千円 △130,610
	1 総 務 管 理 費	186,799	317,409	△130,610
2 公 債 費		17,401	17,891	△490
	1 公 債 費	17,401	17,891	△490
歳 出	合 計	204,200	335,300	△131,100

令和 8 年 度

八戸市 都市計画
土地区画整理事業 特別会計予算

議案第8号

令和8年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計予算

令和8年度八戸市の都市計画土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,726,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		3	3	0
	1 手数料	3	3	0
2 国庫支出金		18,400	20,400	△2,000
	1 国庫補助金	18,400	20,400	△2,000
3 財産収入		72,012	20,000	52,012
	1 保留地処分金	72,012	20,000	52,012
4 繰入金		717,484	665,196	52,288
	1 他会計繰入金	717,484	665,196	52,288
5 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
6 市債		918,800	1,092,700	△173,900
	1 市債	918,800	1,092,700	△173,900
歳入合計		1,726,700	1,798,300	△71,600

都市計画土地地区画整理事業特別会計

(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
		千円	千円	千円
1 八戸駅西土地地区画整理事業費		1,157,162	1,306,018	△148,856
	1 八戸駅西土地地区画整理事業費	1,157,162	1,306,018	△148,856
2 公 債 費		569,538	492,282	77,256
	1 公 債 費	569,538	492,282	77,256
歳 出	合 計	1,726,700	1,798,300	△71,600

第2表

地 方 債

起債の目的（事業名）	限 度 額	起債の方法	利 率 （ 年 利 ）	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	千円 918,800	証書借入 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金 均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和 8 年 度

八戸市駐車場特別会計予算

議案第9号

令和8年度八戸市駐車場特別会計予算

令和8年度八戸市の駐車場特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 179,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 使用料及び手数料		千円	千円	千円
		108,573	105,092	3,481
	1 使用料	108,572	105,091	3,481
	2 手数料	1	1	0
2 繰入金		70,726	73,307	△2,581
	1 他会計繰入金	70,726	73,307	△2,581
3 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
歳入合計		179,300	178,400	900

駐車場特別会計

(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 管 理 費		千円 74,253	千円 72,990	千円 1,263
	1 管 理 費	74,253	72,990	1,263
2 公 債 費		105,047	105,410	△363
	1 公 債 費	105,047	105,410	△363
歳 出	合 計	179,300	178,400	900

令和 8 年 度

八戸市中央卸売市場特別会計予算

議案第10号

令和8年度八戸市中央卸売市場特別会計予算

令和8年度八戸市の中央卸売市場特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 254,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 使用料及び手数料		千円 178,762	千円 172,442	千円 6,320
	1 使用料	178,761	172,441	6,320
	2 手数料	1	1	0
2 財産収入		4,516	4,516	0
	1 財産運用収入	4,516	4,516	0
3 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
4 諸収入		55,421	54,641	780
	1 雑入	55,421	54,641	780
5 市債		15,300	1,900	13,400
	1 市債	15,300	1,900	13,400
歳入合計		254,000	233,500	20,500

中央卸売市場特別会計

(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 総 務 費		千円 215,980	千円 198,469	千円 17,511
	1 総 務 管 理 費	215,980	198,469	17,511
2 公 債 費		38,020	35,031	2,989
	1 公 債 費	38,020	35,031	2,989
歳 出	合 計	254,000	233,500	20,500

第2表

地 方 債

起債の目的（事業名）	限 度 額	起債の方法	利 率 （ 年 利 ）	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備事業	千円 15,300	証書借入 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金 均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和 8 年 度

八戸市霊園特別会計予算

議案第11号

令和8年度八戸市霊園特別会計予算

令和8年度八戸市の霊園特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		42,526	41,241	1,285
	1 使用料	42,526	41,241	1,285
2 国庫支出金		2,190	0	2,190
	1 国庫補助金	2,190	0	2,190
3 繰入金		7,782	12,057	△4,275
	1 他会計繰入金	7,782	12,057	△4,275
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		1	1	0
	1 雑収入	1	1	0
(市債)		0	3,000	△3,000
	(市債)	0	3,000	△3,000
歳入合計		52,500	56,300	△3,800

靈園特別会計

(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 総 務 費		千円 48,845	千円 52,731	千円 △3,886
	1 総 務 管 理 費	48,845	52,731	△3,886
2 公 債 費		3,655	3,569	86
	1 公 債 費	3,655	3,569	86
歳 出	合 計	52,500	56,300	△3,800

令和 8 年 度

八戸市介護保険特別会計予算

議案第12号

令和8年度八戸市介護保険特別会計予算

令和8年度八戸市の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,321,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1 保 険 料		4,396,041	4,393,965	2,076
	1 介 護 保 険 料	4,396,041	4,393,965	2,076
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1	2	△1
	1 手 数 料	1	2	△1
3 国 庫 支 出 金		5,315,504	5,228,598	86,906
	1 国 庫 負 担 金	3,886,191	3,840,471	45,720
	2 国 庫 補 助 金	1,429,313	1,388,127	41,186
4 支 払 基 金 交 付 金		5,777,626	5,719,088	58,538
	1 支 払 基 金 交 付 金	5,777,626	5,719,088	58,538
5 県 支 出 金		3,008,096	2,986,326	21,770
	1 県 負 担 金	2,873,811	2,854,531	19,280
	2 県 補 助 金	134,285	131,795	2,490
6 財 産 収 入		5,991	3,516	2,475
	1 財 産 運 用 収 入	5,991	3,516	2,475
7 繰 入 金		3,817,467	3,710,136	107,331
	1 他 会 計 繰 入 金	3,449,611	3,401,211	48,400
	2 基 金 繰 入 金	367,856	308,925	58,931
8 繰 越 金		1	1	0
	1 繰 越 金	1	1	0
9 諸 収 入		1,173	1,268	△95
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	1	1	0
	2 雑 入	1,172	1,267	△95
歳 入 合 計		22,321,900	22,042,900	279,000

介護保険特別会計

(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 総 務 費		千円 518,098	千円 462,812	千円 55,286
	1 総 務 管 理 費	306,796	268,142	38,654
	2 徴 収 費	24,485	23,334	1,151
	3 要 介 護 認 定 経 費	186,817	171,336	15,481
2 保 険 給 付 費		20,800,000	20,600,000	200,000
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	19,632,600	19,379,000	253,600
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	217,000	233,800	△16,800
	3 そ の 他 諸 費	25,400	25,000	400
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	497,400	499,000	△1,600
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	68,400	63,200	5,200
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	359,200	400,000	△40,800
3 地 域 支 援 事 業 費		910,871	889,609	21,262
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	508,227	489,654	18,573
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	86,485	88,458	△1,973
	3 包 括 的 支 援 事 業 等 費	312,180	307,719	4,461
	4 そ の 他 諸 費	3,979	3,778	201
4 基 金 積 立 金		5,991	3,516	2,475
	1 基 金 積 立 金	5,991	3,516	2,475
5 諸 支 出 金		86,940	86,963	△23
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	86,940	86,963	△23
歳 出	合 計	22,321,900	22,042,900	279,000

令和 8 年 度

八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計予算

議案第13号

令和8年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計予算

令和8年度八戸市の国民健康保険南郷診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 252,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1 診療収入		168,700	160,354	8,346
	1 外来収入	146,000	136,104	9,896
	2 その他の診療収入	22,700	24,250	△1,550
2 使用料及び手数料		150	200	△50
	1 手数料	150	200	△50
3 繰入金		4,206	0	4,206
	1 他会計繰入金	4,206	0	4,206
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		6,543	7,845	△1,302
	1 受託事業収入	3,290	5,030	△1,740
	2 雑収入	3,253	2,815	438
6 市債		73,300	24,200	49,100
	1 市債	73,300	24,200	49,100
歳入合計		252,900	192,600	60,300

国民健康保険南郷診療所特別会計

(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 総 務 費		千円 217,120	千円 141,242	千円 75,878
	1 施 設 管 理 費	217,120	141,242	75,878
2 医 業 費		30,162	45,169	△15,007
	1 医 業 費	30,162	45,169	△15,007
3 公 債 費		5,618	6,189	△571
	1 公 債 費	5,618	6,189	△571
歳 出 合 計		252,900	192,600	60,300

第2表

地 方 債

起債の目的（事業名）	限度額	起債の方法	利率（年利）	償還の方法
南郷診療所整備事業	千円 73,300	証書借入 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金 均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和 8 年 度

八戸市後期高齢者医療特別会計予算

議案第14号

令和8年度八戸市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度八戸市の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,955,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料		2,678,722	2,331,233	347,489
	1 後期高齢者医療保険料	2,678,722	2,331,233	347,489
2 国庫支出金		57,500	35,728	21,772
	1 国庫補助金	57,500	35,728	21,772
3 繰入金		1,213,135	1,022,506	190,629
	1 他会計繰入金	1,213,135	1,022,506	190,629
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		6,242	6,231	11
	1 延滞金、加算金及び過料	200	200	0
	2 償還金及び還付加算金	6,000	6,000	0
	3 雑入	42	31	11
(使用料及び手数料)		0	1	△1
	(手数料)	0	1	△1
歳入合計		3,955,600	3,395,700	559,900

後期高齢者医療特別会計

(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 総 務 費		千円 150,276	千円 114,062	千円 36,214
	1 総 務 管 理 費	66,191	55,563	10,628
	2 徴 収 費	84,085	58,499	25,586
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,799,324	3,275,638	523,686
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,799,324	3,275,638	523,686
3 諸 支 出 金		6,000	6,000	0
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,000	6,000	0
歳 出 合 計		3,955,600	3,395,700	559,900

令和 8 年 度

八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

議案第15号

令和8年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和8年度八戸市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 51,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1 繰入金		11,789	15,171	△3,382
	1 他会計繰入金	11,789	15,171	△3,382
2 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
3 諸収入		27,710	30,328	△2,618
	1 貸付金元利収入	27,707	30,325	△2,618
	2 雑収入	3	3	0
4 市債		12,000	18,000	△6,000
	1 市債	12,000	18,000	△6,000
歳入	合計	51,500	63,500	△12,000

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 総 務 費		千円 5,796	千円 6,178	千円 △382
	1 総 務 費	5,796	6,178	△382
2 母子父子寡婦福祉資金貸付費		45,704	57,322	△11,618
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	45,704	57,322	△11,618
歳 出	合 計	51,500	63,500	△12,000

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務	令和9年度から 令和14年度まで	千円 51,027
令和8年度母子福祉資金貸付金	令和9年度から 令和13年度まで	41,600
令和8年度父子福祉資金貸付金	令和9年度から 令和13年度まで	13,100
令和8年度寡婦福祉資金貸付金	令和9年度から 令和13年度まで	6,600

第3表

地 方 債

起債の目的（事業名）	限 度 額	起債の方法	利 率 （ 年 利 ）	償 還 の 方 法
福 祉 資 金 貸 付 事 業	千円 12,000	証書借入 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金 均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和 8 年 度

八戸市産業団地造成事業特別会計予算

議案第16号

令和8年度八戸市産業団地造成事業特別会計予算

令和8年度八戸市の産業団地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 891,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年2月24日 提出

八戸市長 熊谷 雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 繰入金		千円 96,299	千円 63,199	千円 33,100
	1 他会計繰入金	96,299	63,199	33,100
2 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
3 市債		795,400	218,800	576,600
	1 市債	795,400	218,800	576,600
歳入合計		891,700	282,000	609,700

産業団地造成事業特別会計

(歳出)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1 産業団地整備事業費		795,427	218,894	576,533
	1 産業団地整備事業費	795,427	218,894	576,533
2 公債費		96,273	63,106	33,167
	1 公債費	96,273	63,106	33,167
歳出	合計	891,700	282,000	609,700

第2表

地 方 債

起債の目的（事業名）	限 度 額	起債の方法	利 率 （ 年 利 ）	償 還 の 方 法
産 業 団 地 整 備 事 業	千円 795,400	証書借入 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金 均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えすることができる。

